

## 1 法人運営事業

推進目標 4 - (3)

### (1) 法人組織体制の充実・強化

- ① 社会福祉法の改正に基づき、地域福祉の推進を図る組織として、運営基盤となる理事会、監事会、評議員会を定期的を開催し、組織運営の充実を図る。また、日常業務を遂行する上で必要な知識や技術を習得し、法令順守、事故予防の徹底を行う。
- ② 求められる専門性が発揮できるよう、資質向上のための人材育成を計画的に行い、福祉人材を確保し、地域の多様な団体と連携協働を図りながら、住民から信頼される社協を目指す。

### (2) 職員研修の実施

- ① 職員の意識向上や資質向上のため、職場内研修を開催し、自己啓発、自己研鑽を図る。
  - ・ 役職員研修の実施
  - ・ 職員研修の開催 6回
  - ・ 丹波ブロック社協活動推進協議会研修の参加
  - ・ 産業医による健康講座の受講
  - ・ 安全衛生委員会の開催

### (3) 災害時に備えた体制づくり

- ① 協定を締結した組織や、災害ボランティアグループの役割を整理し、支援の仕組みを協議する。
- ② 篠山市土砂災害防災訓練の参加に加え、社協独自の災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行う。
- ③ 市民ボランティアを募り、被災地の復興支援を行うため、市民ボランティアの派遣事業を行う。
  - ・ 災害発生地への職員及び災害支援市民ボランティアの派遣
  - ・ 兵庫県但馬地区への除雪ボランティアの継続派遣

### (4) 篠山市社会福祉法人連絡協議会への参画

- ① 篠山市内で福祉事業を展開する 11 の社会福祉法人と連携を図り、福祉分野の垣根を越え、地域住民の福祉（生活）課題に適切に応えていくために、社会福祉法人が持つ公益性と専門性を発揮しながら、地域福祉の推進に組織的に取り組む。

## 2 ボランティア活動支援事業

推進目標 2 - (1)

### (1) ボランティアセンター運営事業

#### ① ボランティア活動支援

ア ボランティアに関する情報発信とコーディネート、相談機能の充実を図る。

イ ボランティア団体、市民プラザ、NPO 法人への情報発信と、情報交換の場へ参画し、福祉ニーズの把握と地域活動者の発掘に努める。

ウ ボランティア保険の加入促進を図る。

② 社協ワーカー、生活支援コーディネーターと情報を共有し、地域の福祉ニーズに対応できるよう連携強化に努める。

③ SNS を使って講座の案内やイベント情報の発信を行い、より広く広報に努める。

④ 住民が、何に興味を持ち、何を望んでいるのか、ニーズの把握に努めるとともに、今後のボランティアのあり方に関する検討会を開催し、ボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。

### (2) 養成講座の開催

ボランティア活動の啓発と、新たなボランティアの担い手を育成するため、ボランティア養成講座を開催する。

#### ① 子育て支援ボランティア養成講座

・目的 子どもの居場所づくりの必要性と、子どもに寄り添った活動ができる子育て支援ボランティアを養成する。

・時期 7月 2回

#### ② 傾聴ボランティア講座

・目的 高齢者や障がい者の不安や悩みに耳を傾け、心に寄り添い話を聴くボランティアを養成する。

・時期 6～7月 4回

#### ③ 福祉レクリエーションボランティア養成講座

・目的 健康維持と仲間づくりのための福祉レクリエーションを学び、サロンや地域のイベントで活動するボランティアを養成する。

・時期 6月、9月、12月 3回

#### ④ 地域デビュー講座

・目的 技術や経験を活かしたボランティア活動を行うきっかけづくりや、ボランティア初心者への支援を行い、新たなボランティアを発掘する。

・時期 11月 3回

⑤ 地域の支え合い講座

- ・目的 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、ご近所同士の理解や住民の助け合い、支え合い活動の実現について学び、地域づくりを考える。
- ・時期 1月 2回

3 ボランティア活動費補助事業

推進目標2-(1)

(1) グループ活動費の助成

- ① 篠山市ボランティア連絡協議会の登録グループに、活動や運営に必要な経費を助成し、活動を支援する。

(2) グループ活動の支援、育成

- ② 地域で活動するボランティアグループの情報収集、提供、相談を行い、ボランティアグループの拡充と、継続的な活動を支援する。
- ③ 養成講座の開催や広報活動により、新たなボランティア活動者の育成や、ボランティアグループの立ち上げを行い、会員の増加を図る。

4 集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）

推進目標2-(3)

- ① ひとり暮らし高齢者や、地域で見守りが必要な方の孤立感の解消と、心身機能の維持向上、また地域住民がふれあう交流の場づくりとして、市内の14自治会を補助対象に2年間指定し、ふれあい・いきいきサロン事業を実施する。

・実施自治会 14自治会

新規 井串、小原、波賀野新田（3自治会）

2年目 八上下、今谷、前沢田、風深、上宿、野々垣、西野々、藤坂、栗柄、杉、今田町辰巳（11自治会）

- ② 気軽にサロンを立ち上げ継続ができるように、いきいき倶楽部の立ち上げを含め、情報提供や運営指導を行う。
- ③ 補助終了後、サロン活動が休止した自治会の休止要因を把握し、活動再開に向けた取り組みを行う。
- ④ ふれあい・いきいきサロン交流会を開催し、サロン運営に関する情報交換を行う。

## 5 給食サービス事業

推進目標3-(3)

- ① ボランティア、障がい者福祉事業所により、概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者へ昼食（利用料1食/450円）を配達し、利用者の安否確認を行う。
- ② 民生委員・児童委員、ケアマネジャーの協力を得て、広報周知活動を行い、利用者とボランティア活動者を増やす。
- ③ 調理ボランティアを対象に、衛生管理に関する研修会を開催する。
- ④ 調理・配送ボランティアを対象とした交流会を開催する。
- ⑤ 給食サービス事業の課題を整理し、今後の事業のあり方について検討の場を設ける。

実施日	利用者	協力ボランティア団体及び事業所
毎週水曜日 (49回/年)	53名	水曜会、金曜会（城東・多紀） フライパン（西紀） 西紀給食配送サービス（西紀） コスモス調理グループ（丹南） 〃 配送グループ（丹南） 絵手紙・折り紙ボランティア（丹南） 障がい者福祉事業所 4事業所

## 6 配食サービス受託事業

推進目標3-(3)

- ① 障がい者福祉事業所により、概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者へ昼食（利用料1食/500円\*減額制度有）を配達し、利用者の安否確認を行う。
- ② 安否確認を兼ねた見守り型の宅配サービスとして、利用者の希望に沿ったサービスを継続する。
- ③ 新規利用者が増加するよう、広報誌やホームページに掲載するとともに、民生委員、ケアマネジャーによる周知活動を強化する。

実施日	利用者	協力事業所
毎週金曜日 (48回/年)	48名	障がい者福祉事業所 4事業所

## 7 外出支援サービス受託事業 推進目標3-(3)

- ① 利用者の減少に伴い、効率的な配車を行う。
- ② 道路運送法における福祉有償運送制度に基づき、法令を遵守した安全な運行を行う。
- ③ 交通安全講習を実施する。

職員数 コーディネーター1名、運転員3名、管理者1名  
車両台数 4台

## 8 生活福祉資金貸付事業 推進目標3-(2)

- ① 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯を対象に、生活再建と更生を目的に、生活福祉資金の貸し付けを行う。
- ② 滞納者に対し、県社協の指針に基づき償還指導を行う。
- ③ 各関係機関や専門機関、民生委員・児童委員との連携を図り、相談業務や償還指導を通じ、助言や生活の支援を行う。
- ④ 生活困窮者からの相談に早期に対応するため、市に設置の自立相談支援機関と連携し、自立に向けた支援を行う。
  - ・実施 福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、緊急小口資金  
臨時特例つなぎ資金、不動産担保型生活資金
  - ・対象 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

## 9 権利擁護支援事業（日常生活自立支援事業） 推進目標3-(4)

- ① 職員、生活支援員のスキルアップのために、権利擁護に関する職員研修と生活支援員研修を実施する。
- ② 権利擁護支援者養成講座(4回シリーズ)を開催し、生活支援員を養成する。
- ③ スムーズに成年後見制度に移行できるよう、関係機関との連携を強化する。
- ④ 事業概要や権利擁護支援について理解を深めるため、各関係者へ事業周知を行う。
- ⑤ 利用料の設定について検討する。

## 10 介護機器貸出事業 推進目標3-(3)

- ① 在宅介護者を対象に、介護者の負担軽減を図るため、車いすや電動ベッドの貸し出しを行う。
- ② 各関係機関と連携し、在宅介護者に広く情報を提供する。
- ③ 利用者、貸出状況に合わせて、貸出機器の新規購入、廃棄を計画的に行う。
  - ・貸出機器 電動ベッド、マットレス、車いす

## 11 手話奉仕員・要約筆記啓発養成受託事業 推進目標2-(1)

### (1) 手話奉仕員養成講座（基礎課程） 24回シリーズ 2講座

- ① 実施方法
  - ア 昼間 5月～12月に実施予定
  - イ 夜間 4月～11月に実施予定
- ② 対象は、入門課程を終了した者、または同等の技術を習得している者、今までに基礎課程を受講した者とする。
- ③ 昼間の講座は、子育て世代も対象にしているため、託児を行う。
- ④ 基礎課程修了後の、通訳者養成につながるよう支援する。

### (2) 要約筆記啓発養成講座 8回シリーズ

- ① 実施方法 7月～9月に実施予定
- ② 初心者を対象とし、受講生を募集する。

## 12 ファミリーサポートセンター事業 推進目標3-(3)

- ① 早期に事業周知を行うため、乳児健診時、公民館家庭教育支援事業（赤ちゃんがきた！）での事業説明を行う。
- ② 安全な援助活動を行うため、長時間預かりや複数預かりにより、協力会員の負担が大きくなる依頼は、十分な調整を行う。
- ③ 講習会を通して、協力会員のスキルアップを図り、協力会員の増加に努める。
  - ・フォローアップ講習会 年3回
  - ・協力会員養成講座 年1回（3講座）
- ④ 依頼会員向けの交流会では、事業の広報に加え、子育て中の保護者の集いの

場として役割を強くし、連続した内容を実施することで、年間を通じての参加者を募る。

- ・交流会 年6回

### 13 生活支援サービス体制整備受託事業

推進目標 1 - (2)

#### (1) 生活支援サービス構築事業

- ① 生活支援コーディネーター研修やコミュニティワーク研修、OJTを通じて、生活支援コーディネーターが定期的にコミュニティワークを学習する機会を確保する。
- ② 生活支援コーディネーター、社協コミュニティワーカーが各関係機関と連携し、福祉に関する継続的な協議の場（代表者会議）の運営を支援し、生活支援の担い手の養成、サービス開発、関係者のネットワークの構築により、地域における生活支援体制の整備に取り組む。

主な取り組み

- ・生活支援の担い手の養成、サービス開発
- ・支援者間のネットワーク化と地縁組織への協力依頼や働きかけ
- ・地域のニーズと地域資源のマッチング

#### (2) 見守り支援サポーター事業

- ① 地域において、手助けをしてほしい人（依頼会員）と、お手伝いをしたい人（サポート会員）を会員登録し、家事の手伝いや話し相手、さりげない見守りによる簡易なサービスを実施する。
- ② 利用者のニーズに対応するため、活動の支援内容に、病院や買い物の付添いを追加し支援する。
- ③ パンフレットを活用し、各会議において配布、事業説明を行うと共に、社協広報誌、社協ホームページに掲載し、両会員の登録に努める。
- ④ 身近な地域（まち協地区単位）での事業周知と養成講座を開催し、活動登録者の増員に努め、依頼の対応ができる体制を整える。

・利用料 600円／1時間（300円／30分）

・講座名 サポート会員養成講座3回、サポート会員交流会1回

#### (3) 介護支援ボランティアポイント制度事業

- ① 高齢者のボランティア活動の支援を目的とし、介護保険施設でボランティア活動を行った65歳以上の方にポイントを付与し、ポイント数に応じて年度

末に換金する。

- ② パンフレットを活用し、各会議において配布、事業説明を行うと共に、社協広報誌、社協ホームページに掲載し、登録者の増員に努める。
- ③ ポイント付与となるボランティア活動について、市担当課と協議を行う。
  - ・活動施設・事業所の拡大について
  - ・登録者の増員に向けて、施設、事業所と共に PR 活動を行う。
  - ・広報誌「かわら版」（年6回 奇数月発行）

## 14 赤い羽根共同募金運動（歳末たすけあい運動）

推進目標 4－（4）

### （1）赤い羽根共同募金運動

- ① 「助け合い 広がる つながる 赤い羽根」をスローガンに、10月を強化月間として自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、関係機関の協力を得て、募金活動を実施する。
- ② 期間拡大の取り組みについて、募金推進委員会で協議を行う。
- ③ オリジナル資材の作成と、その資材を活用した募金活動について検討を行う。
- ④ 寄付金付商品募金の取り組みを強化する。
- ⑤ 広報誌、ホームページの掲載に加え、PR 紙による啓発方法を検討する。  
募金活動 戸別募金、街頭募金、法人募金、学校募金、職域募金、イベント募金、オリジナルバッジ募金、寄付金付商品募金  
協力者 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア

### （2）配分事業

- ① 寄付者の意見を反映させた配分方法と、この運動が住民にとって、わかりやすく透明性のある運動として浸透するよう、募金推進委員会において検討を行う。

### （3）友愛訪問事業

- ① 民生委員・児童委員の協力を得て、見守りの必要な65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、利用者の誕生月にプレゼントを手渡し、友愛訪問を実施する。訪問を通じて、利用者の生活状況や課題を把握し、地域の様々な社会資源の活用を図り、見守りネットワークの構築を図る。
  - ・対象 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者（1,555名）
- ② 篠山市老人クラブ連合会と共同で、101歳以上の高齢者に鉢植えを手渡し、長寿を祝う。



(4) 福祉委員活動事業

- ① 誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、自治会長や民生委員・児童委員をはじめ地域の方々と連携し、地域で開催される地区福祉会議や、ふれあい・いきいきサロンへ積極的に参加し、福祉活動の推進を図る。
- ② 各地区において福祉委員が参集し、地区の福祉活動について情報共有、意見交換を行う。
- ③ 各研修会を通して、福祉委員のスキルアップを図り、地域内での活動の場を広げる。
  - ・全体研修会 1回
  - ・福祉委員スキルアップ研修会 1回
  - ・福祉委員理事会 4回
  - ・地域福祉リーダー研修会 1回
  - ・広報編集委員会の開催 6回
  - ・福祉委員通信の発行 7、11、3月の3回
  - ・地区福祉委員会の開催（19地区）1～2回

(5) 地区福祉会議

- ① 自治会や民生委員児童委員協議会、福祉委員連絡会を中心に、まちづくり協議会と連携して地域の福祉課題を協議し、解決に向けた取り組みについて話し合うことを目的に、地区福祉会議を開催する。生活支援コーディネーター及び地区担当のコミュニティワーカーを中心に、地域の実情の把握に努める。
- ② 福祉課題の解決に向けて取り組む、まちづくり地区単位の活動団体を支援するため「福祉でまちづくり応援モデル事業」を実施し、「地域交流活動」「生活支援サービスの立ち上げにかかる活動」「地域ネットワークづくり活動」の活動費を補助する。
- ③ 地区福祉会議で協議されたニーズや具体的な方策は、内容に応じて、自治会やまちづくり協議会、中学校区や市全域の単位で継続協議を行えるよう、生活支援コーディネーター及び地区担当コミュニティワーカーが支援する。
- ④ 住民主体の地区福祉会議の実態を把握し、情報を共有することで、他の地域でも住民主体での開催ができるよう、情報の整理を行う。

(6) 福祉学習推進事業

- ① 福祉学習メニューの提案や講師を紹介し、多種多様な福祉学習ができるように学習の支援を行う。

(7) 心配ごと相談所事業

- ① 地域の身近な「よろず相談所」として、年間53回開設し、専任相談員（元

民生委員・児童委員)と民生委員・児童委員が相談員となり、日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や援助を行う。行政相談と協同し、年間開設のうち1回は休日に開催し、平日の来所が困難な相談者に対応する。

- ② 法的知識、専門的知識を要する場合は、専門の窓口を紹介し、各関係機関につなぐ。
- ③ 広報誌や事業を通じて、心配ごと相談所のPRを積極的に行うと共に、相談窓口として、地域包括支援センター、市のふくし総合相談窓口や高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター、各関係機関と連携し、相談の解決を図る。
- ④ 心配ごと相談員研修会、専任相談員研修・意見交換会を実施する。

相談所開設予定

地区	開 催 日	開 催 時 間
丹南	毎月の第1、3、5金曜日	午前9時～午前11時30分
篠山	毎月の第2、4金曜日	

(8) 広報活動

- ① 社協活動の紹介と福祉に関する情報を掲載した広報誌を発行し、社協活動のPRに努める。  
・社協広報誌 年6回発行

(9) 社会福祉大会

- ① 社会福祉の原点を見つめ直す機会として位置づけ、社会福祉大会を開催する。篠山市社協合併20周年記念大会とし、広く住民に参加を呼びかけ、福祉への理解と協力を求める。
- ② 福祉委員連絡会によるパネル展示に加え、認知症カフェの紹介や、障がい者福祉事業所による物品販売、活動紹介により、住民が福祉を身近にとらえられる展示を行う。

(10) 子ども一時預かり事業

- ① 一時的に子どもを預かり、子育て中の保護者の負担やストレスを軽減することで、よりよい子育て環境が整うよう支援する。
- ② 利用件数を考慮し、実施地区の調整を行い開催する。また、利用者の増える年度後半に、追加で2回開催する。
- ③ 周辺の幼稚園や小学校のオープンスクール日と重ね、利用促進を図る。

(11) 社会的ひきこもり就労支援事業

- ① 社会復帰に向けたきっかけづくりとして、喫茶ふれあいの調理補助、社会福祉協議会で軽度な事務作業を通じて生活習慣の見直しを行い、「若者の夢広場事業」として就労支援を行う。
- ② 職場体験の実施に向け、地域の福祉事業所や企業との連携と協力依頼を行う。

(12) 要保護児童への支援事業（こども食堂）

① こども食堂（社協主体）

ア こども支援連絡会議

- ・ささっこ食堂、地域で実施するこども食堂について、関係機関と連携を図り、子どもの孤食、貧困、課題を抱える世帯への支援について意見交換を行う。

イ ささっこ食堂

実施期間 夏休み6日間、冬休み3日間の計9日間

対象者 課題を抱えている家庭の小学生から中学生

内容 学習支援、調理実習、食事、工作、レクリエーション

② こども食堂（地域主体）

- ・こども食堂が地域で実施できるよう、担い手の育成と、地域のニーズ把握を行う。
- ・コープこうべのフードバンク利用と、SNS配信を使った地域のフードバンクを整備する。

③ こども食堂モデル事業補助金

- ・地域で実施のこども食堂に、運営に必要な経費を助成し活動を支援する。

(13) 福祉団体育成事業

- ① 各福祉団体の事務局として運営に関わり、それぞれ独自の活動理念に基づく特性を発揮しながら、自立的な活動や組織運営ができるよう支援する。福祉団体の組織強化を通じて、地域や他団体との連携や協働を図り事業を実施する。
- ② 地域や時代に即した活動を展開できるようリーダーの育成を行い、組織運営のあり方について研修会や情報を提供し、人材の育成に努める。また、その活動状況や役割が住民に理解できるよう、広報活動の充実を図る。

・篠山市老人クラブ連合会（6支部 会員4,660名）

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、多年にわたり培ってきた知識や経験を生かし、「健康・友愛・奉仕」の

三大運動を掲げ、地域の特色を活かした様々な活動を展開する。また、各研修会や大会へ参加し、高齢者の立場から責任ある提言を行い、リーダーの養成、事務局体制の整備・強化、休会クラブの支援を通じて、老人クラブの活性化を図る。次世代の会員獲得に向け、魅力あるクラブづくりを目的に、ニュースポーツ講習会をはじめとした、新しい取り組みを提案する。

・身体障害者福祉協議会（会員 181 名）

会員自らが事業を企画、立案する自主的な組織として、社会参加の促進、自立支援に関する事業と研修会を開催し、障がい者の自立を目指す。また、関係機関と連携し、障がい者に関する福祉制度やサービスを周知するため、広報活動を強化する。

・婦人共励会（会員 30 名）

母子・父子家庭や寡婦の自立促進と福祉の向上を目的に、研修会や事業を開催し、生活基盤の充実に努める。また、それぞれの家庭に必要な制度を効果的に活用できるよう関係機関と連携し、必要な情報を提供する。

・手をつなぐ育成会（会員 80 名）

知的な障がいのある人とその保護者、協力者で組織し、「どこに住み、働き、誰が支えるのか」をキーワードに、地域生活支援事業に取り組む。また、会員からの身近な相談をはじめ、関係機関との連携を進めながら、その人に合った生活を支援することを目的に、情報発信や会員からの福祉ニーズの把握に努める。

(14) 歳末たすけあい運動

- ① 「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに、パンフレットを発行し自治会長、民生委員・児童委員の協力を得て募金活動を実施する。
- ② 寄せられた募金は、地域歳末ふれあい交流事業をはじめとする、地域の「たすけあい」や「ささえあい」を目的とした活動に配分を行う。

実施期間 平成 31 年 12 月 1 日～31 日

募金活動 戸別募金、街頭募金、その他

協力者 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア

配分事業 地域歳末ふれあい交流事業、ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業  
障がい者福祉事業所支援事業、短期里親配分事業

## 1 5 緊急貸付資金事業 推進目標 3 - (2)

### (1) 緊急貸付支援事業

- ① 他の貸付制度が利用できない低所得世帯を対象に、緊急かつ一時的な資金需要に対し、貸し付けを行う。貸し付け時には、民生委員・児童委員と連携し、必要な援助を行い、借受世帯の日常生活支援を行う。
- ② 連帯保証人が立てられない場合は、30,000 円を上限額とし、貸し付けを行う。
- ③ 滞納者に対し、滞納規程に基づく償還指導を行い、自立に向けた支援を強化する。
  - ・貸付対象者 低所得者、生活困窮世帯
  - ・貸付限度額 1 世帯 100,000 円

## 1 6 善意銀行運営事業 推進目標 4 - (4)

- (1) 広く住民より金品の預託を受け、社会福祉の増進に努める。
- (2) 預託者の意志に基づき、地域福祉事業や在宅福祉事業の財源として払い出しを行い、支え合える地域社会と社会奉仕の精神を育む。
- (3) 市内の生活困窮世帯等で、緊急的に金銭や食料支援が必要な方へ、現金給付や現物給付を行う。  
(限度額：現金給付、現物給付それぞれ 1 万円。双方あわせて 2 万円)

### 実施計画

- ・ボランティア活動補助事業
- ・集落等福祉活動事業
- ・福祉でまちづくり応援モデル事業
- ・緊急支援給付金事業

## 1 7 訪問介護サービス事業・障害者総合支援事業

推進目標 3 - (1)

- (1) 利用者の生活に不自由がないようにケアマネジャー、相談支援専門員と連携し対応する。
- (2) 重度利用者への、サービス提供ができるように人材確保と育成、資質向上に努める。

## 1 8 相談支援事業

推進目標 3 - (1)

- (1) 障害者相談支援専門員の資質向上を目的とした研修会に参加し、相談しやすい窓口となるように努める。
- (2) 利用者、家族からの相談に応じ、自立した日常生活を支援するため、さまざまな福祉サービス事業所の連絡、調整を行う。
- (3) 利用者のモニタリングを実施し、サービス等利用計画を見直す。また、新規相談に対応し、サービス等利用計画を作成する。
  - ・総ケアプラン件数 55 件
  - ・月平均モニタリング・ケアプラン作成件数 35 件
- (4) 障害児の計画相談を開始し、幅広く相談支援を実施する。

## 1 9 居宅介護支援公益事業

推進目標 3 - (1)

- (1) 要介護状態にある利用者の心身の状況や環境に応じて、ニーズを把握し、多様なサービスをフォーマル・インフォーマルに関わらず総合的に提案し、利用者の在宅生活における生活目標を実現するための支援計画（ケアプラン）を作成する。
  - ・介護支援専門員 5 名（内、主任介護支援専門員 1 名）
  - ・介護保険ケアプラン作成 130 件
  - ・介護予防ケアプラン作成 1 件（市外）
- (2) ケアプランに位置づけたサービス事業所・医療機関との連絡調整を行う。

- (3) 利用者の在宅生活をより良く支援するため、利用者・家族・サービス事業所の専門職、必要に応じて民生委員・児童委員をはじめ、地域の方の出席を促し、サービス担当者会議を適宜開催する。
- (4) 介護保険、医療保険、障害者福祉その他高齢者を取り巻く周辺制度について、整理しマニュアルを作成する。
- (5) 特定事業所として、質の高いケアマネジメントを提供する。
  - ① 担当ケースの伝達を目的としたミーティングを週1回開催する。定期的に事例検討会を開催する。
  - ② 困難なケースは適宜検討し、解決する。解決できない困難事例は、地域包括支援センターと連携して解決を図る。
  - ③ 24時間体制で連絡・相談に対応する。
  - ④ 計画的に研修会に参加する。
  - ⑤ 市や地域包括支援センターが開催する主任介護支援専門員連絡会、地区福祉会議、多職種連携会議及び介護支援専門員座談会に積極的に参加する。
  - ⑥ 地域包括支援センターからの支援困難事例を受託する。
  - ⑦ 介護保険法を遵守し、運営基準に従って健全な事業運営を図る。
- (6) 市からの要介護認定等訪問調査を受託する。
- (7) 市の方針により、地域包括支援センターからの要支援者のケアプラン作成を受託せず、市外の要支援者のみ受託する。(現在1件)

## 20 東部・西部地域包括支援センター事業 推進目標3-(1)

(地域包括支援センター及び指定介護予防支援業務)

- (1) 東部・西部地域包括支援センター
  - ①介護予防ケアマネジメント業務
    - ア 「基本チェックリスト」の聞き取りや、アセスメント力の向上に努め「自立支援型ケアマネジメント会議」に参加する。
    - イ 東西の地域包括支援センター圏域において、認知症をテーマとした介護セミナーを篠山地区と今田地区で開催する。
    - ウ 「いきいきデカボー体操リニューアル版」を活用し、社協・市健康課と協働して、ふれあい・いきいきサロン活動や、健康増進の生きがいづくりに

働きかけを行う。また、自治会単位で立ち上がった「いきいき倶楽部」に対して、地域包括支援センターの啓発、参加者の状態把握及び倶楽部の活動支援を行う。

- エ 老人クラブやふれあい・いきいきサロンの健康教室への要請に応じ、健康寿命や認知症の理解、ボランティア活動への参加促進について啓発する。
- オ 市健康課が実施する「シルバー健診」において、要リスク該当者に対して、市健康課と連携して訪問活動を行う。(新規)

#### ②総合相談支援業務

- ア 総合事業の実施にあたり、包括、社協、市の職員が情報共有し、具体的な支援策について検討を行い、相談者の支援を行う
- イ 定期的な「3職種打ち合わせ」を継続し、「サポートリスト」から支援を行い、遅滞がないように取り組む。
- ウ 関係機関の会議、ふれあい・いきいきサロン及び市内の医療機関・歯科医院において、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの周知を図る。
- エ 相談支援の習得、個人のスキルアップ及び他職種と連携により、支援ニーズを見逃さず適切な支援につなげる。

#### ③権利擁護業務

- ア 高齢者虐待の早期発見・予防、成年後見制度の利用促進に向け、市及び権利擁護サポートセンターとの連携を強化する。また、申立支援だけでなく、社協の「権利擁護支援事業」の生活支援員や後見人と連携を図る。
- イ 市がケアマネジャーを対象に、担当している利用者全てに「高齢者生活状況チェックリスト」を実施しており、チェック項目に該当がある方に対して、市及び権利擁護サポートセンターと連携して、状況の改善につなげる。
- ウ 消費者被害の早期発見・予防に向け、地域住民への周知と総合相談受付票を利用し、市消費者センターと連携する。

#### ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 地区福祉会議へ参加し、社協コミュニティワーカー、生活支援コーディネーターと連携を図り、地域課題の発見、地域資源の開発につなげる。
- イ 民生委員・児童委員とケアマネジャーの交流会を開催し、緊急時や災害時を含む見守りや声かけについて意見交換し、関係強化と支援体制の構築につなげる。(各6支部・年1回)
- ウ 主任介護支援専門員連絡会において事例検討を行い、アセスメント力や対応力の向上、支援者支援、地域づくりを念頭に置き、地域の主任介護支援専門員の支援力と実践力の向上をめざす。(年6回開催)
- エ 地域ケア会議で把握した地域課題を主任介護支援専門員連絡会において解決方法を検討する。また、生活支援コーディネーターが作成する社会資源マップ Vol.2(仮称)の随時更新ができるよう、情報収集を行ない提供する。



- オ 地域の主任介護支援専門員が主体的に取り組める「けあまネット」を後方支援し、支援力向上、ネットワークづくり、顔の見える関係づくりを目標に開催する。(月1回、東西交互で開催)
- カ 駐在所と各事業所のケアマネジャーとの意見交換会を開催し、関係性を強化する。(各包括圏域・年1回)
- キ 市と兵庫県社会福祉士会が主たる事業として取り組む災害時ケアマネジメントについて継続して協議し、災害を意識したケアプランについて、ケアマネジャーと検討する。

#### ⑤地域ケア会議の開催

- ア 「個別地域ケア会議」「地区福祉会議」に参加し、住民や既存組織とつながりを深め、顔の見える関係づくりを構築し、地域課題について検討する機会とする。
- イ 地域包括ケアシステム構築に向け、篠山市地域ケア会議のイメージ図を基に、個別の支援ニーズが関係会議を経て、市が開催する地域包括ケア推進会議での提言につながるようシステムを構築する。

#### ⑥認知症対策事業

- ア 「ささやま認知症支援チーム」の一員として、認知症が疑われるが専門受診や支援につながっていない方へ保健師が中心となり働きかけ、支援する。
- イ 住民学習や健康教育・相談業務において「認知症気づきシート」や「認知症ガイドブック」を活用し、軽度認知症の方や認知症の支援につなげる。
- ウ 認知症当事者や家族を支援し、認知症への理解を深め地域で支えるため、住民や施設が協働しながら地域主体の「認知症カフェ」の立ち上げや啓発活動を行う。
- エ 認知症カフェを実施している方同士のつながりを作るため、「認知症カフェ交流会」を開催する。
- オ 地域の方や市、警察と協力して、認知症状がある(不安のある)方が安心して地域に出られるように、「ひとり外出見守り模擬訓練(認知症徘徊模擬訓練)」を開催し、問題を抽出し地域課題を共有する。
- カ 「篠山市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」に登録をされた方に対して、本人・家族の了解のもと専門職のみならず地域の方を交えた「個別地域ケア会議」を開催し、“いざというとき”だけでなく、日ごろからのつながりづくりを強化する。
- キ キャラバンメイト連絡会に加入し、「認知症サポーター養成講座」にはメイトとして多職種で連携し、認知症の理解促進や地域づくりに向け積極的に参加する。

#### ⑦在宅医療と介護の連携推進事業

- ア 在宅支援に携わる専門職や病院関係者と連携し、重度者や入退院を繰り返

す医療支援の必要なケースについては、退院調整ルールを順守し地域包括ケアシステムの構築を目指す。

- イ 医療・介護・福祉関係の他職種のネットワーク構築と課題抽出にむけ、「この指と一まれ」を開催し、市主催の「在宅医療介護連携推進協議会」へ課題の提言につなげる。

## (2) 東部・西部指定介護予防支援業務

### ①介護予防サービス計画作成業務・介護予防ケアマネジメント作成業務

- ア 要支援認定者で「自立支援型ケアマネジメント会議」にて確認・評価を受け、現行サービス利用者判定された利用者に対し、アセスメントに基づいた必要なサービス利用の計画書の作成と給付管理を行う。
- イ 現行のサービス継続者や「介護予防ケアマネジメント」に移行する利用者に対し「総合事業」制度を説明のうえサービス計画を作成し、適正な給付管理を行う。
- ウ 総合事業に伴う「介護予防ケアマネジメントマニュアル」に基づき、「介護予防ケアマネジメント」の作成業務運営を適正に行う。

## 2 1 喫茶ふれあい収益事業 推進目標3－(3)

### (1) 喫茶ふれあい事業

- ・近隣施設の利用者や地域住民の憩いの場としての利用に加え、市や社協のイベント利用など、安定した運営を行う。
- ・子育て世代やグループが、利用しやすい雰囲気作りとPRを図る。
- ・ランチだけでなく、様々な団体にカフェとしての利用周知を図る。

### (2) 社会福祉事業の推進

- ・社会的ひきこもり就労支援事業と、要保護児童への支援事業（ささっこ食堂）の支援を引き続き行うことで、社会福祉事業の推進を図る。